

10 都市農村交流対策事業に関すること。		1 都市農村交流対策計画の承認及び事業の実施についての総合調整に関すること。 2 実施地区の事業実施計画を認定すること。 3 事業実施計画の変更を承認すること。	
----------------------	--	--	--

別表第3農政部経営技術課の項第2項部長専決事項の欄中第2号及び第3号を削り、第4号を第2号とし、第5号を削り、同項同欄第6号中「営農改善対策」を「経営構造対策推進」に改め、同号を同項同欄第3号とし、同表同部同課の項中第9項を第10項とし、第8項を削り、同表同部同課の項第7項部長専決事項の欄中「地方増進地域」を「地力増進地域」に改め、同項を同表同部同課の項第9項とし、同表同部同課の項中第6項を第8項とし、同表同部同課の項第5項中「肥料」を「肥料、農薬」に改め、同項を同表同部同課の項第7項とし、同表同部同課の項第4項の次に次のように加える。

5 青年農業者の育成に関すること。			
6 食育活動に関すること。			

別表第3農政部農産課の項第3項課（総室・室）長専決事項の欄中第1号を削り、同表同部同課の項第6項知事決裁事項の欄中第1号を削り、同項部長専決事項の欄に次の1号を加える。

1 茶の栽培及び加工に関する指導方針を策定すること。

別表第3農政部農産課の項第7項部長専決事項の欄中第1号を削り、同表同部同課の項第8項課（総室・室）長専決事項の欄中第1号から第4号までを削り、同表同部園芸生産流通課の項第1項部長専決事項の欄中第2号を削り、第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げ、同表同部同課の項第2項部長専決事項の欄第1号中「野菜出荷安定法」を「野菜生産出荷安定法」に改め、同表同部の項中畜産課の項を削り、園芸生産流通課の項の次に次のように加える。

畜産振興課	1 畜産振興に関すること。	1 酪農・肉用牛生産近代化計画を策定すること。	1 地域畜産振興事業に関すること。 2 地方競馬全国協会等の受託事業に関すること。 3 畜産技術の研修を実施すること。 4 畜産関係団体に関すること。	1 畜産統計に関すること。 2 畜産技術研修の受講者を定めること。
	2 資料に関すること。		1 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）に基づく廃棄等の命令、指示等及び立入検査等に関すること。 2 自給飼料に関すること。	1 同法に基づく製造業者等の届出の受理及び報告の徴収をすること。 2 飼料受給安定法（昭和27年法律第356号）に基づく調査、報告等をすること。